平成２７年（フ）第１１１０号
愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字郷内72番地の２　ファミールパオ205号
債務者　川崎　雄次
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２４９号
名古屋市中川区西伏屋３丁目309番地　シティーマンション西伏屋201号室
債務者　西村　篤来
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津50番地の５
債務者　小島　英雄
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津50番地の５
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２９号
神奈川県厚木市上落合518番地２
債務者　早川みゆき
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３号
沖縄県名護市字源河1437番地１　源河第２市営住宅Ｂ棟102号
債務者　古我知桂也
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１８２号
青森市北金沢１丁目５番15号　ユキエ荘１号
債務者　竹内　幸雄
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
青森市北金沢１丁目５番15号　ユキエ荘１号
債務者　竹内　信子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
青森市勝田２丁目13番15号　高坂アパートＧ号
債務者　中村　文彦
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本36番地
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３６号
神奈川県逗子市沼間２丁目11番11号　Ｇ
債務者　今村　弘顯
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４３号
神奈川県横須賀市岩戸４丁目25番２号
債務者　渡邊　　琴
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３８号
山口県光市千坊台３丁目11番５号
債務者　岩本ミユキ
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第７１号
山口県周南市三笹町１番20号、前住所福岡県筑紫野市針摺西１丁目４番38―502号
債務者　西村真貴子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１１７９号
名古屋市守山区苗代２丁目６番18号　宝マンション小幡苗代501号
債務者　榊原　郁代
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６０号
名古屋市天白区池場４丁目1404番地の３　第三要ハイツ１Ａ号
債務者　安藤　由佳
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７号
島根県雲南市大東町下久野383番地、前住所島根県飯石郡飯南町佐見515番地内２
債務者　三上　大吾
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松江地方裁判所民事部